

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会

(第7期計画期間 第2回会議)

日時：平成30年8月22日(水)

午後3時30分～

場所：本庁舎2階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出

(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について

①地域包括支援センター運営委員会の概要について

②地域包括支援センターについて

(3) 平成30年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

3 その他

4 閉 会

資 料

- 資料 1 - 1 地域包括支援センター運営委員会の概要
- 資料 1 - 2 地域包括支援センターについて
- 資料 1 - 3 地域包括支援センターの運営状況について
- 参考資料 1 平成30年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）

- 資料 2 - 1 平成30年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
- 資料 2 - 2 平成30年度事業評価Ⅱ地域包括支援センター自己評価の着眼点
- 資料 2 - 3 平成30年度地域包括支援センター事業評価Ⅰ総括票（案）
- 資料 2 - 4 平成30年度地域包括支援センター事業評価Ⅱ総括票（案）

- 参考資料 2 厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（抄）

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第2回会議) 議事録

日時：平成30年8月22日(水) 15:30~16:30

場所：仙台市役所2階 第1委員会室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、長野正裕委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上10名、五十音順

【仙台市職員】

(健康福祉局)

郷家保険高齢部長、伊勢高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、木村地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、高橋地域包括ケア推進課推進係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

(区役所)

伊藤若林区障害高齢課長、都丸太白区障害高齢課長、樋口泉区障害高齢課長

〈議事要旨〉

1 開会

2 議事

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出

暫定で、事務局が進行。

委員長については、仙台市介護保険条例施行規則第24条第5項の規定により互選。大内委員から、委員長に井野委員を推薦する旨の発言があり、全会一致で決定。

(委員長挨拶)

委員長職務代理者については、仙台市介護保険条例施行規則第24条第7項の規定により、井野委員長が鈴木委員を指名。鈴木委員了承。

以下、委員長による議事進行。

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については大内委員に依頼→大内委員了承

(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について

松本地域包括ケア推進課長から説明（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、参考資料 1）

【質疑応答】

森 委 員：地域包括支援センターの運営状況に関して、今年度から委託費のなかに事務所賃料分の加算が新設されたことについて伺う。これまでも、センターの事務所賃料はかかっていたものと思うが、今年度から加算を新設した理由・背景は如何か。また、他の自治体では、事務所賃料を委託費として支払っているのか。

松 本 課 長：地域包括支援センターに対しどのような支援があれば、効果的なセンター運営ができるのか、色々な場面で意見を伺い、情報交換等を行っている。様々な要望を受ける中で、本市としてどのような支援が実施できるか、制度を検討し、予算が必要な施策については予算要求等を行っている。予算要求の結果、承認を得られたことから、今年度より事務所賃料分の加算を新設することができたところである。現在の状況だと、市内 52 センターのうち、およそ 6 割のセンターが事務所賃料の加算を受けられる見込みである。

他都市の状況については調査を実施しており、他の政令指定都市で事務所賃料の支払いを行っているところがあることを確認している。手元に資料が無く、正確な数字はこの場ではお答えしかねる。

森 委 員：介護関係では人件費が安く職員の待遇が悪いといわれている。そのような状況で新たに費用を設けるのであれば、事務所の家賃分よりも、人件費の方向で費用を振り向けるのが妥当ではないかと、個人の感想として述べさせていただく。

また、通常経理上の扱いでは、事務所賃料は固定費として扱われるものと思うが、資料中で事務所賃料は委託費の固定分ではなく実績加算分と区分されている。その理由を伺う。

郷 家 部 長：地域包括支援センターは、既存の自己施設に開設しているセンターと、民間の事務所を賃借しているセンターがある。これまでは、全センター一律で、同一の委託料の固定分から事務所賃料を負担する形であったため、民間の事務所を賃借しているセンターは、そうでないセンターと比較して事務所賃料分の固定費がかかっており、その分が人件費等の他の固定費を圧迫しているという現状があった。民間の事務所を賃借しているセンターについて、その実績に応じた賃料を加算することで、そうした状況を解消する狙いがある。そういった意味で、事務所賃料は委託料の固定分ではなく、実績加算分として区分を行っている。

若生委員：地域包括支援センターの事業のうち、権利擁護事業として“成年後見制度の活用促進など”と記載されている。センターの業務としては、制度のお知らせや案内が主なものかと思うが、成年後見制度を利用した人の、その後の苦情・悩みを受け止めるところが無いという声を聴く。裁判所や色々な事業所に行っても、相談を受けてもらえない。自分たちの声をどこで受け止めてもらえるのかといった話をいくつか聴いている。地域包括支援センターがそういう役目を担い、活用促進だけでなく、制度を利用した方の相談を聴く、あるいはアドバイスを行うということを、事業として是非行って欲しい。

また、認知症ケアパスについて伺う。個人版ケアパスまで作成され、私たちも関係者に個人版ケアパスを渡し、活用を促してきた。しかし、聞いたところによると、その後あまり活用されていないとの話であった。やはり、認知症ケアパスは自ら求め、自ら手に取らないと活用という気持ちにならないのかなと感じたところである。認知症ケアパスの普及の状況や、どのように活用されているのかについて、追跡調査などを行えるものか。

木村課長：認知症ケアパスについて、「認知症の人と家族の会」から当事者に対して、個人版ケアパスをどのように活用しているか調査していただき、感謝する。本市としても、ケアパスを配布した後の活用方法について、色々な手段を用いて調査を行いたいと考えている。また、全市版ケアパスも含め、どのようにして、必要とする方々の手に渡るようにするのか、活用していただくためにはどうすればよいのかを、今年度、当事者の方やご家族、関係者の方々と協議し、知恵をお借りしながら検討していきたい。

伊勢課長：成年後見制度の活用促進については、当然のことながら、“制度の活用に結び付けて終わり”ということではない。制度を利用しながらも、日常生活において、困りごとや不安な事柄があるかと思うが、そのようなお話をお聴きし、対応していくことも地域包括支援センターの役割である。成年後見制度を利用したその先の悩み事についても、地域包括支援センターにご相談いただければと思う。関係機関と連携し、その方にふさわしい解決方法を探っていけるようにしたい。

井野委員長：他に質問等なければ、「(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を終了する。

- (3) 平成 30 年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
松本地域包括ケア推進課長、藤井介護事業支援課長から説明
(資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、参考資料 2)

【質疑応答】

井野委員長：質問等なければ、「(3) 平成 30 年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

3 その他

質疑応答なし

4 閉会

仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会

(第7期計画期間 第3回会議)

日時：平成31年1月23日(水)
午後5時00分～

場所：上杉分庁舎12階 教育局第1会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 平成30年度地域包括支援センターの事業評価及び指導の結果について

(2) 平成31年度地域包括支援センター設置運営事業委託について

3 その他

地域包括支援センターの移転及び住所変更について

4 閉 会

資 料

【資料 1】 平成30年度地域包括支援センター事業評価結果について

【資料 1 - 1】 平成30年度 事業評価Ⅱ 地域包括支援センター自己評価の着眼点

【資料 1 - 2】 平成30年度 事業評価Ⅰ 集計結果

【資料 1 - 3】 地域包括支援センターにおける取組事例集

【資料 2】 平成30年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

【資料 3】 平成31年度地域包括支援センター設置運営事業委託について

【資料 4】 地域包括支援センター一覧（平成31年1月23日現在）

【参考資料】 平成30年度 地域包括支援センター事業評価Ⅱ 結果概要

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第3回会議) 議事録

日時：平成31年1月23日(水) 17:00~18:00

場所：仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、長野正裕委員、橋本啓一委員、森高広委員、若生栄子委員 以上10名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、伊勢高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、木村地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、高橋地域包括ケア推進課推進係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

〈議事要旨〉

1 開会

○会議の公開・非公開の確認

参考資料のみ非公開（非公開理由：附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱第4条第2号ア、仙台市情報公開条例第7条第1項第5号） → 異議なし

○議事録署名委員の指定

駒井委員を指定

2 議事

(1) 平成30年度地域包括支援センターの事業評価及び指導の結果について

松本地域包括ケア推進課長、藤井介護事業支援課長から説明

(資料1、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、参考資料)

【質疑応答】

森 委 員：事業評価Ⅰ集計結果の①市町村チャートにおいて「包括的・継続的ケアマネジメント」では仙台市が県内平均を35パーセント下回っていることに関して、居宅介護支援事業所のデータ等を地域包括支援センターに提供する体制が十分でなかったと分析されている。国の定める市町村及び地域包括支援センターの評価指標のうち、1. 組織・運営体制等の5番目の項目においても、市町村がセンターに必要な情報を提供し、協力体制を構築しているかを評価するものになっており、それにも関連する項目だと思う。「情報を提供する体制が不十分であった」とは、仙台市が地

地域包括支援センターに対して実施すべき支援が不十分であったと解釈してよろしいか。地域包括支援センターから介護支援専門員に対する支援が十分でなかった、仙台市から地域包括支援センターに対する支援も十分でなかったというふうに受け止めてしまったが、如何か。

郷 家 部 長：地域包括支援センターは、地域の高齢者が包括的・継続的な支援を受けられるよう、センターに在籍する主任介護支援専門員が中心となって、地域の介護支援専門員を支援することになっており、センターが地域の介護支援専門員を支援できるよう、必要な情報を市町村がセンターに提供することとされている。国の事業評価指標においては、地域の居宅介護支援事業所の情報等を市町村がセンターに提供しているかという項目等があったが、その部分において本市では不十分なところがあり、評価が低かったものと考えている。

森 委 員：仙台市として、この状況を改善・向上するために どういった方向性で考えているのか。

松 本 課 長：今回の評価時点において未達成だった項目のうち、すでに改善に取り組んでいるものとしては、「センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか」という項目があり、市内 52 センターにおいて今年度より研修会等の開催計画を作成することとし、既に全センターで作成済みである。

また、取組み予定としては、介護支援専門員を対象に包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集を行い、ニーズを把握していきたいと考えている。また、各センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理分類し、件数の把握ができるよう、センターから毎月提出されている月例報告の様式を改めること等を検討している。

森 委 員：改善策についてはよくわかった。事業評価において、仙台市と県内各市町村を単純に比較することについて、いささか乱暴な部分もあると感じている。私が調べたところでは、仙台市は地域包括支援センターが52か所で1センター当たりの人口は 約2万人であるが、石巻市では12か所、塩竈市は5か所、気仙沼市は6か所であり、いずれも 1センター当たりの人口は約1万人程度、仙台市は他と比べて倍ということになっている。そういった地域の特性を考慮せず、チャートを単純に比較した結果だけを見るのは如何なものかと感じる。しかしながら、この事業評価では、市町村と地域包括支援センターの情報共有やコミュニケーションをいかに深化させるか、これが問われているのだと思うので、県内各市町村平均との差35パーセントを埋めることが目的ではないと思うが、状況を改善するよう努力していただければと思う。

松 本 課 長：委員のおっしゃるように、仙台市では52センターを委託で設置しているが、

県内には直営で1センターのみ設置しているような市町村もあり、状況は様々である。今回は県内の状況と比較するしかなかったが、今後、全国のデータが提供されれば、全国平均との比較や、同規模の政令市と比較するなどのやり方が考えられる。今回、まずは評価をしてみて、業務の状況が見える化され、仙台市の強み・弱みを把握できたと考えているので、それを踏まえ、今後の業務改善につなげて参りたい。

森 委 員：平成 30 年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について伺う。平成 28 年度の結果では「口頭指導等により改善が見込まれる状況」と総括されていたが、平成 29 年度からは「文書指摘を行う」との記載がある。平成 29 年度は 1 事業所、平成 30 年度は 3 事業所に「文書指摘を行う」とされている。指導業務における「口頭指導」と「文書指摘」の重要度の違いはどのようなものか。

もう一点、今年度は 3 事業所が文書指摘の対象とのことだが、各指導項目の実施状況をみると、「文書指摘を行う」と記載されているのは 2 項目見受けられる。同じ項目で複数のセンターが文書指摘の対象になったということか。

藤 井 課 長：質問の一点目、「口頭指導」と「文書指摘」の違いについて説明する。比較的軽微な内容についてその場で口頭での指導を行い、改善されるものについては「口頭にて指導した」という表現を用いている。それに対して、改善状況を事業所から報告を出させる必要があるものについては、「文書による指摘」という形で指導を実施している。「口頭指導」、「文書指摘」のほか、実地指導の際にはいろいろな形で助言等を行っているが、本資料に記載はしていない。

質問の二点目について、文書指摘の対象となったのは 3 事業所だが、1 事業所において、2 つの項目で文書指摘を行っている。中身としては、重要事項説明書に「複数の事業所の紹介や、ケアプランに位置づけた事業所の選定理由の説明を求めることができる」という記載が漏れていたことと、モニタリングの記録が不十分であったこととの 2 項目であった。文書指摘の対象となったのは 3 事業所、うち 1 事業所については 2 項目で文書指摘を行ったため、文書指摘の項目数としては 4 項目であった。

森 委 員：事業所の指導は 1 センターあたり 3 年に 1 回のペースで行われているが、今回指摘を受けたセンターのなかで、前回指導の際にも同様の指摘を受けたセンターを把握しているか。繰り返し指摘を受けたセンターを把握していれば教えてほしい。

藤 井 課 長：どのセンターが繰り返し指導を受けたかという詳細はこの場では差し控えるが、指導を実施したすべての事業所について状況は把握している。前回の指摘

事項については、指導の際には必ず確認するようにしている。

森 委 員：今回、指導における指摘事項が例年に増して非常に多くなっている。これは、仙台市が公正・厳正に指導を行っているという姿勢の現われだと、私は評価している。今後も、この姿勢を以て地域包括支援センターの評価や指導にあたってもらうことで、地域包括支援センターの質の向上につながっていくと思うので、よろしくお願ひしたい。

井野委員長：他に質問等なければ、「(1) 平成 30 年度地域包括支援センターの事業評価及び指導の結果について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

- (2) 平成 31 年度地域包括支援センター設置運営事業委託について
松本地域包括ケア推進課長から説明 (資料 3)

【質疑応答】

井野委員長：質問等なければ、「(2) 平成 31 年度地域包括支援センター設置運営事業委託について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

3 その他

地域包括支援センターの移転及び住所変更について

松本地域包括ケア推進課長から説明 (資料 4)

【質疑応答】

長 野 委 員：その他ということで、センターの移転とは直接関係の無い質問になるが、地域包括支援センター一覧について伺う。圏域内高齢者数(推計値)が 7,000 人を超えるセンターとして、太白区内の長町、山田の 2 か所がある。長町については都心部であり、同じく青葉区内の都心部のセンターでも 6,000 人超、7,000 人に近いセンターが見受けられる。都心部のマンション等に暮らす高齢者が多くなり、そのため、都心部のセンターの圏域内高齢者人口が多くなる傾向があるといったことを、仙台市としても把握しているか。

松 本 課 長：手元に情報が無く、正確なところは申し上げられないが、地下鉄が南北線に加え東西線も整備されたこともあり、都心回帰的な動きとして、戸建てに住んでいた高齢者が利便性の高い都心部のマンションに移り住む動きがあるのでは

ないかと、個人的に感じているところではある。

長野委員：医師会の内部でも、そういった傾向があるのかと質問が挙がる機会があったので、この場で質問させていただいた。話題はやや逸れるが、厚生労働省でも紹介しているACP（Advance Care Planning）という考え方もある。人生の終末期を交通の便が良い都心部に移り住んで過ごす高齢者が増えてくる。それに伴って、独居老人の孤独死が増加していくという問題が出てくる。どのように見守りをしていくかということを医師会でも検討しているので、情報提供としてお話しさせていただいた。

井野委員長：ほかに質問等なければ、「その他」は以上でよろしいか。

（一同了承）

井野委員長：それでは、「その他」は以上とする。

4 閉会

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会

(第7期計画期間 第4回会議)

日時：平成31年2月12日(火) 午後7時00分～
場所：仙台市役所本庁舎2階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

平成31年度 地域包括支援センター職員の配置について

3 議 事

平成31年度仙台市地域包括支援センター運営方針(案)及び業務水準表(案)
について

4 その他

5 閉 会

資 料

【資料 1】 平成31年度 地域包括支援センター職員の配置について

【参考資料 1】 地域包括支援センター人員基準について（参照条文）

【資料 2】 平成31年度 仙台市地域包括支援センター運営方針について（案）

【資料 3】 平成31年度 地域包括支援センター業務水準表（案）

【参考資料 2】 平成31年度仙台市地域包括支援センター運営方針（案）及び業務水準表（案）について

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第4回会議) 議事録

日時：平成31年2月12日(火) 19:00~20:00

場所：仙台市役所本庁舎2階 第4委員会室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、駒井伸也委員、長野正裕委員、森高広委員、若生栄子委員
以上6名五十音順(大内修道委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、橋本啓一委員欠席)

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、伊勢高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、木村地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、高橋地域包括ケア推進課推進係長

〈議事要旨〉

1 開会

- 会議の公開・非公開の確認
会議の公開 → 異議なし
- 議事録署名委員の指定
長野委員を指定

2 報告

平成31年度 地域包括支援センター職員の配置について
松本地域包括ケア推進課長から説明(資料1、参考資料1)

【質疑応答】

森 委 員：報告された次年度のセンターの人員配置については、仙台市の定める基準に則ったものであり当然のものと理解している。それに関連して一つ確認したい。前回の運営委員会で配布された地域包括支援センター一覧に記載されている圏域内高齢者数について、長町と山田が両方とも7,527人となっているが、これは偶然一致したものか。

松 本 課 長：念のため確認し、誤りがあれば後日ご報告させていただく。^(※)

※委員会終了後に確認したところ、資料の誤りではなかった。

森 委 員：仙台市の圏域設定の考えを聞きたい。圏域内高齢者数が 8,000 人を超える見込みであった寺岡と虹の丘が、平成 30 年度から中学校区で分割された。平成 30 年 10 月 1 日時点の圏域内高齢者数を見ると、あやし、長町、山田の 3 センターで約 7,000 人を超えるような状況である。また、仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に記載されている高齢者人口の推移をみると、平成 29 年から平成 37 年度にかけて、高齢者数が約 13 パーセント増加する見込みとなっている。現在の各センターの圏域内高齢者数に、単純に 13 パーセントを乗じて加えると、8 センターで 7,000 人を超え、そのうち 3 センターでは 8,000 人近くとなる計算である。こうした状況を踏まえ、今後、仙台市のセンターの体制整備の方針として、各センターの人員増で対応するのか、あるいは圏域分割（センターの増設）で対応するのか、どちらで考えているのかを伺いたい。

松 本 課 長：結論から申し上げますと、センターの人員増と圏域分割、その両方を検討しつつ対応することになる。仙台市では、日常生活圏域は中学校区を基本に設定しているが、現状として、包括 52 センターに対して、中学校区は 63 校区という状況である。今回、平成 31 年度についてはセンターの人員増で対応するものだが、3 年に 1 度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせ、センターの圏域見直しを行うこととなる。その際、圏域内高齢者数がおおむね 6,000 人を超えるセンターについて、そのセンターが複数の日常生活圏域（中学校区）を有していれば、基本的には中学校区毎に分割することになる。ただし、分割により圏域毎の高齢者数のアンバランスが生じる場合等は、人員増で対応するケースもある。さらに、長町包括のように担当圏域が一つの日常生活圏域（中学校区）で構成される場合は基本的には人員増による対応となり、圏域をさらに細かく分割して対応することについては議論する必要がある。このように、担当する地域の状況を見ながら、センターの人員増と圏域見直し、どちらの対応をとるか検討していくこととなる。なお、本市基準でいうと、おおむね 6,000 人を超える部分について、おおむね 2,000 人毎に 1 人の人員増としているので、今後、圏域内高齢者数が 8,000 人を超え 10,000 人までのセンターが出てきたときには、さらに 1 人増員ということもあり得る。

森 委 員：6,000人を超えた部分の2,000人毎に1人の増員ということで、仙台市では機能強化専任職員も配置されるので実質はさらに1人追加となるだろうが、現状として、包括職員がかなり忙しいという話を聞いている。8,000人を超える高齢者に対

して、センターの人員増では対応しきれなくなるのではないかと感じている。包括の充実を図っていく上では、学校区のみにとらわれない、実情に応じた形での圏域設定を行うことも考えていただければと思う。

井野委員長：ほかに質問等なければ、「平成 31 年度 地域包括支援センター職員の配置について」は以上でよろしいか。

(一同了承)

井野委員長：それでは、報告については以上とする。

3 議事

平成 31 年度仙台市地域包括支援センター運営方針（案）及び業務水準表（案）について

松本地域包括ケア推進課長から説明（資料 2、資料 3、参考資料 2）

【質疑応答】

若生委員：業務水準表（案）の 4. 認知症関連業務の③地域における支援体制づくりの「取組を進めることが望ましい水準」に、「仙台市認知症の人の見守りネットワーク事業等を活用して、認知症の人を地域で見守るネットワークの構築に取り組んでいる」という項目が設定された。メール配信により見守りを行う事業は、それによって発見される方もおり、とても良いと思っている。その中で、見守りの意識が過度に高まると、例えば、本人がちょっと外に出ただけで通報されてしまうといった、見張りのような状況になってしまうのではないかと感じている。もちろん、命に関わることなので大切なだけけれども、当事者が“見守り”ではなく“見張り”と感じてしまうことがないよう、住民の方に意識していただくような周知をして欲しいと思う。

木村課長：いただいたご意見のとおり、「地域の中で認知症の人を見守る」ということと、本人がそれをどう受け止めるかという考えは大切だと認識している。現在行っている認知症サポーター養成講座、今年度より始まったパートナー講座等を通じて、認知症の人の気持ちを大事にしながら見守るということを少しずつ地域に広めていきたいと考えている。今後も、認知症の人やその家族の意見を伺いながら、取組を進めていきたい。

森委員：業務水準表について考えを述べさせていただく。「取組を進めることが望ましい水準」とは「満たすべき水準」を達成したうえで何に取り組むか、各センター

が自由に決める項目のように思う。そうすると、各センターで取組の重点・優先順位がまちまちになるのではないか。事業評価は、ある意味では、仙台市からセンターへの通信簿のようなものだと思っているが、共通の評価項目があればいいが、各センターがバラバラに重点事項を掲げて事業を進めていくなかで、実態を正しく評価できているのか、という風に考えられる。仙台市として、最低限の達成基準を設定してやらないとセンターも取組の進め方がわからないのではないか。

松本課長：本市では今年度の事業評価は、国の基準に基づいて行う事業評価Ⅰと、市独自基準に基づいて行う事業評価Ⅱの二本立てで実施している。事業評価Ⅰでは客観的な評価指標を用いて定量的な評価を行った。一方、事業評価Ⅱでは、業務水準表に基づき「満たすべき水準」で一定のレベルを示したうえで、「取組を進めることが望ましい水準」を設けている。こちらは、望ましい水準の項目については、地域の実情に応じてある程度地域の特色が出て来るものだと考えている。職員が実地で行うヒアリング等を通じて、業務の中身について評価を行うほか、センターの業務の参考になるような好事例については他のセンターにも紹介するなどの形で、全体へのフィードバックを図っている。

駒井委員：運営方針及び業務水準表をみると、センターにとって、業務水準のハードルが高くなっている印象を受ける。特に医療介護の連携について、センターが地域の医療関係者とネットワークを構築するということは、かなりハードルが高いという話を個別に聞いている。それに対して、仙台市としてセンターを支援する具体的な方策はあるか。

松本課長：運営方針及び業務水準表の見直しに当たっては、市全体のレベルアップを目指す一方で、個々のセンターの業務負担増も考慮しなければならないと認識している。センターの実情を伺いながら、例えば、多くのセンターで既に達成できているような項目は「満たすべき水準」に、現状では達成が難しいと考えられる項目は、先ず「望ましい水準」に設定するというやり方をしている。また、センターの努力だけではうまくいかない業務もあると考えているので、センターからご相談をいただきながら、どのような支援があればできるようになるのか考えていきたい。

郷家部長：医療介護の連携に対する支援策について補足させていただく。仙台市では、医師会の協力のもと今年度2月から在宅医療・介護連携相談窓口を開設している。センターの職員等にこの相談窓口を活用してもらい、地域における医療介

護連携の取組を進めていただきたいと考えている。

井野委員長：ほかに質問等なければ、「平成 31 年度仙台市地域包括支援センター運営方針（案）及び業務水準表（案）について」は以上でよろしいか。

（一同了承）

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

4 その他

大倉地域包括支援センターの名称変更予定について

松本地域包括ケア推進課長から説明

【質疑応答】

特になし

井野委員長：ほかに意見・質問等なければ、「その他」は以上でよろしいか。

（一同了承）

井野委員長：それでは、「その他」は以上とする。

5 閉会

仙台市介護保険審議会

地域包括支援センター運営委員会

(第7期計画期間 第5回会議)

日時：令和元年7月4日（木）午後5時から
場所：仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

次第

1 開会

2 報告

- (1) 令和元年度地域包括支援センターの事業計画について
- (2) 地域包括支援センターの事務所移転等について

3 議事

- (1) 令和元年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
- (2) 令和元年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について

4 その他

5 閉会

資料

- 【資料 1】 令和元年度 地域包括支援センターの事業計画について
- 【資料 1-1】 令和元年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針等
- 【資料 1-2】 地域包括支援センター一覧
- 【資料 2-1】 令和元年度 地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について
- 【資料 2-2】 令和元年度 事業評価Ⅱ地域包括支援センター自己評価の着眼点
- 【資料 2-3①】 地域包括支援センター事業評価Ⅰレーダーチャート（仙台市独自版）（案）
- 【資料 2-3②】 令和元年度 事業評価Ⅰ集計結果（案）
- 【資料 2-4】 令和元年度 地域包括支援センター事業評価Ⅱ 総括票（案）
- 【資料 3】 令和元年度 地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）
- 【参考資料 1】 「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について（厚生労働省老健局振興課長通知）

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第7期計画期間 第5回会議) 議事録

日時：令和元年7月4日(木) 17:00~17:50

場所：仙台市役所2階 第二委員会室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員長、岩渕秀子委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、長野正裕委員、森高広委員、若生栄子委員 以上9名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、白岩高齢企画課長、松本地域包括ケア推進課長、千葉地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、高橋地域包括ケア推進課主幹兼推進係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

〈議事要旨〉

1 開会

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については佐藤功子委員に依頼→佐藤功子委員了承

2 報告

(1) 令和元年度地域包括支援センターの事業計画について

松本地域包括ケア推進課長から説明(資料1、資料1-1)

【質疑応答】

なし

(2) 地域包括支援センターの事務所移転等について

松本地域包括ケア推進課長から説明(資料1-2)

【質疑応答】

なし

3 議事

(1) 令和元年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

松本地域包括ケア推進課長、岩瀬介護事業支援課長から説明（資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3①②、資料 2-4、参考資料 1）

【質疑応答】

森 委員：事業評価Ⅱについて、今回対象となるのは23センターとのことだが、6項目ある対象の基準の、どこに該当して対象となっているのか教えて欲しい。

また、対象のセンターが、今年は23センター、去年は28センター、一昨年は17センターとなっている。現在、全部で52センターあり、3年に1回評価するというのであれば、1年に概ね17センターと考えられる。そうなると、2年あるいは3年続けて対象となるセンターがあるということになるが、特に基準の③（3職種のうち2職種以上が変更）について、この3年間で何センターが対象になっているのか、2年あるいは3年続けて対象となっているセンターがあるのか、後日でよいので教えていただきたい。

松本課長：前者については、重複して該当するセンターもあるが、対象の基準の①に該当するセンターが1箇所、②が6箇所、③が9箇所、④が1箇所、⑤は今年度新規の設置はないのでゼロ、⑥が14箇所となっている。

後者の質問については後日回答したい。（※）

（※）平成28年度から平成30年度までの3年間で基準③の対象になったセンターは8センターであり、2年連続で対象となったセンターはなかった。

井野委員長：他に質問等なければ、「令和元年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について」は承認としてよろしいか。

（一同了承）

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

(2) 令和元年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について

松本地域包括ケア推進課長から説明（資料 3）

【質疑応答】

なし

井野委員長：質問等なければ、「令和元年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）について」は承認としてよろしいか。

（一同了承）

井野委員長：それでは、当議案を承認とする。

4 その他

【質疑応答】

森 委員：参考資料 1 の、「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」1 組織・運営体制等(1)組織・運営体制の項番 3 の留意点の市町村について、「前年度の運営協議会から指摘が出されなかった場合は指標の内容を満たしていないものとして取り扱う」となっているが、理解に苦しむ。意見や指摘がないことを、指標を満たしていないと考えるのは理解できず、これは「評価の対象とはしない」と解釈してよいだろうか。

また、今回の改正で留意点にセンターが追加されている。これは、運営委員会から指摘や意見が出ない場合でも、センターは仙台市から指導・指摘がありうるので、今回追記されたということか。

松本課長：確認して後日回答したい。（※）

（※）市町村指標については、PDCA サイクルの観点からも、事業評価の結果報告に対して運営委員会からなんら意見の出ないことは考えにくい。（万一そうなった場合は、運営委員会としての機能が果たされていないことになる。）したがって、文字通りの解釈でよい。

センター指標については、国が市町村とセンターとの連携強化を強く求めていることから、あえて明記したと考えられる。

若生委員：資料 2-2 の 2 ①成年後見制度の活用促進についてだが、制度を活用した中で生じた不都合なこと等に対する苦情等はどこで受け付けてもらえるのか。センターで受け付けてもらえるのか。というのも、活用はしたが苦情等はどこが受け付けてくれるのかといった質問をよくされるためだ。

郷家部長：成年被後見人が日常生活での困りごとがあれば、総合相談ということでセンターや区役所で受け付ける。また、仙台市社会福祉協議会が設置している成年後見総合センターで実際の運用について相談を受けられる。制度そのものの問題となると、国の制度であるため、最終的には法務省がお聞

きすることになると思う。現在のところ具体的に相談窓口として設けられているということはないと思う。

制度上の不都合な部分等について窓口でいただいた内容を、機会があれば国へ伝えていきたい。

若生委員：そういった問合せがあれば仙台市を紹介してよいか。

郷家部長：直接仙台市が所管している制度ではないので、すぐに対応できるものではないが、情報をもらえれば必要に応じて国に伝えていきたい。

若生委員：意見を伝えてもらって、もし回答が得られれば返してもらえるということか。

郷家部長：仮に国から回答をもらえれば、それを伝えることは可能と思う。

駒井委員：センターの運営にあたっての基本方針や国からの評価項目等を見ると、かなり業務が多岐にわたって、センターもたいへんだろうと思う。国からの通知を見ると、センターの機能強化が課題である一方、業務負担が課題となっているという指摘もある。

総合相談事業や指定介護予防支援等が負担の大きいものとして挙げられているが、仙台市が提出してもらった現状・課題の中で、業務の負担が課題となっているものはあるか。

松本課長：昨年度、全センターを対象に業務負担に関するアンケートを行った。相談業務について、内容が高度化・複雑化しており、一つの相談に時間がかかるといったものがあつた。また、ケアプランの作成業務の負担が大きいという話もあつた。

現在、センター連絡協議会と意見交換の場を設け、業務負担の軽減に向けて具体的にどういったことができるのか、検討しているところだ。例えばケアプランの作成上限数を設けるといったことについて意見交換をしている。

駒井委員：ケアプランの作成は、市民のその地域での生活を成り立たせるために非常に重要な業務だと思う。センターが負担にならないような施策を少しでも推進していってもらいたい。

鈴木委員：第6期計画期間までに、基幹型のセンターについての話が出ていたと思うが、進捗状況を知りたい。

松本課長：基幹型センターについては、現在検討が止まっているところだが、第一層生活支援コーディネーターの設置に向けて検討を進めている。

岩渕委員：センターで、オレオレ詐欺にかからないよう指導していくといったことが書いてあるのは、それによって介護保険が使えない、施設に入れないといった高齢者が仙台市内に増えているからか。

松本課長：件数は把握していないが、全国的に詐欺や消費者被害が問題になっており、国も評価指標に盛り込んだため、仙台市としても水準表に盛り込んでセンターに示したところ、それを踏まえて取組みを行うとしたものと思う。

岩渕委員：年々増えていって大変だという情報は入っているのか。

郷家部長：防犯関係を所管している部署で、宮城県警から特殊詐欺の被害件数等についての情報を得ているが、年によって増えたり減ったりしており、増加し続けているということではなかったと思う。

5 閉会